

労働安全衛生法に基づく特別教育に係る

修了証の再交付・書替えについて

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部北海道職業能力開発促進センター釧路訓練センターでは、職業訓練の一環として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく特別教育を実施しております。

これまで、平成18年度以前に実施した特別教育の修了台帳の保存期間を30年とし、再交付・書替えのご要望に対応してまいりましたが、このたび、平成19年度以降に実施した修了台帳と同様に、保存期間を5年間に変更し、修了証交付から5年間に過ぎた場合は、再交付・書替えが受けられなくなりましたので、ご注意ください。

なお、修了台帳の保存期間は法令上3年ですが、当機構においては利便性を考慮し5年までとしていること、また、危険・有害な業務に係る取扱いの方法や科学的理論は、時代の経過とともに変化しており、事業主の指示のもと、改めて特別教育を受けた方が適切であること等により変更するもので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

【変更後】

<労働安全衛生法に基づく特別教育修了証の再交付・書替の期限>

実施した特別教育の修了証交付から 5年以内

【お問い合わせ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

北海道支部 北海道職業能力開発促進センター

釧路訓練センター

釧路市大楽毛南4丁目5-57

TEL：0154-57-5938（訓練課）